

# 診療情報提供書の記載と転院義務

## メディカルオンライン医療裁判研究会

### 【概要】

歯科医師が、右下7番の抜歯により口底蜂窩織炎に罹患した患者(女性・本件抜歯時70歳)を高次の医療機関に転院させる際、診療情報提供書の「紹介目的」に「抗生剤の点滴」とのみ記載し、診療情報提供書に蜂窩織炎の治療を依頼する内容を一切記載しなかったところ、紹介先の医療機関は抗生剤の点滴のみ行って患者を家に帰した。

その後、歯科医師は患者を他院のERへ紹介したが、最終的に患者には右側下顎末梢神経障害と右頸部術後癒痕拘縮が残った。

本件は、患者が抜歯を行った歯科医師に対し、速やかに口底蜂窩織炎に対応可能な高次医療機関に転院させなかった転院義務違反があるなどと主張し、損害賠償を請求した事案である。

キーワード: 診療情報提供書, 紹介状, 診療目的, 転院, 蜂窩織炎

判決日: 東京地方裁判所平成27年8月6日判決

結論: 請求棄却

### 【事実経過】

年月日	経過
平成23年 11月8日	患者Aは、右下5番の歯から右下7番の歯にかけて装着されていたブリッジが脱離したとして、H歯科医院を初めて受診した。 O歯科医師は、同ブリッジを右下5番の歯と同6番の歯との間で切断した上で、右下5番の歯の軟化像牙質の除去・清掃を行い、レジンセメントで同ブリッジを右下5番の歯に合着し、咬合調整を行うなどした。 また、O歯科医師は、デンタルレントゲン検査を行ったところ、右下7番が残根状態であったため、次回右下7番を抜歯する予定とした。そして、全顎に対しスケーリングを行った。
11月10日	O歯科医師はAに対し、オキシドールで歯列全体を清拭し、うがいをさせ、さらにクリーニングジェルを付けたブラシで右下7番辺りを清掃し、再度うがいをさせた。 そして、表面麻酔、伝達麻酔、浸潤麻酔を行った上、右下7番の抜歯を行った。
11月11日	Aが、H歯科医院を受診した。 Aは少しのどが痛いと言ったが、O歯科医師が診察したところ、右下7番周囲にやや発赤あるも排膿はなかったため、消毒を行った。

11月12日 午前	<p>O歯科医師がAを診察したところ、抜歯窩の発赤、膨脹および右頸部の膨脹、発赤が見られたので、蜂窩織炎であると診断した。</p> <p>そして、O歯科医師がAに対し、紹介先の病院はI病院とJ病院どちらがいいか確認したところ、I病院を希望したため、I病院に連絡を取った。</p> <p>O歯科医師は約40分後にP当直医(内科医)と連絡がとれたため、「蜂窩織炎を起こしている患者様がいるので、処置をお願いします」などと述べて原告の症状を説明し、「とにかくまずは点滴をお願いします」などと伝えた。</p> <p>そして、Aに対しI病院に行くよう伝えた。</p> <p>O歯科医師が記載した診療情報提供書の宛名はI病院の口腔外科部長であるQ歯科医師になっており、そのほかに「傷病名 71抜歯後感染(蜂窩織炎)」、「紹介目的 抗生剤の点滴」との記載がある。</p> <p>また、「症状経過および検査結果治療経過」の欄には「71残根にて11月10日に抜歯」等の記載があり、最後に「抗生剤の点滴お願い致します」との記載があった。</p>
11月12日 午後	<p>AがI病院を受診したところ、右頸部の方まで膨脹しており、蜂窩織炎の疑いがあったため、血液検査と抗生剤の点滴投与を受けた。</p> <p>I病院は一度Aを帰宅させた上で、次の日にH歯科医院で今後の治療方針を決めてもらうという判断をしたため、Aはそのまま帰宅した。</p>
11月13日	<p>O歯科医師は12日にAがI病院から帰宅していることを知り、電話をして状況を確認した上、AをK病院のERへ紹介した。</p> <p>同日中にAは、K病院を受診したところ、のどの下に炎症が限局しており、抗生物質だけで治ることは不可能と判断されたため、Aに対し緊急で排膿ドレナージ術が施行され、入院した。</p>
11月24日	<p>AはK病院を退院したが、術後、右側下顎末梢神経障害と右頸部術後瘢痕拘縮が残った。</p>

### 【争点】

- ・ 歯科医師が患者を転院させる際、診療情報提供書の「紹介目的」に「抗生剤の点滴」とのみ記載し、蜂窩織炎の治療を依頼する内容を一切記載しなかった場合に、転院義務を尽くしたといえるか。

※なお、本件においては転院義務のほかに、本件抜歯の手技上の注意義務違反の有無や本件抜歯前の除菌処置上の注意義務違反の有無等も争点となったが、割愛する。

### 【裁判所の判断】

#### 1. 転院義務を尽くしたか否かを判断するための基準

患者側は、O歯科医師に、平成23年11月12日の時点で、Aを口底蜂窩織炎の治療ができる専門病院に転院させるべき注意義務があり、その転院義務の履行として、「専門医への紹介と事後の対応—日本医師会生涯教育カリキュラム 医学的

課題・主要診療事項」(平成15年4月発行)<sup>1)</sup>に基づき①病態の正確な把握、②患者および家族への説明、③紹介先医療機関および専門医の選択、④紹介状(診療情報提供書)の作成という4つを遵守する義務があったにもかかわらず、O歯科医師はこれに違反したと主張した。

しかし、A が主張する履行すべき転院義務の根拠とする文献は、出版元である日本医師会も「医師の生涯教育における医療的課題の見地から編まれたもの」とし、監修・編集をした医師自身も「専門医紹介の基準は一概に言えないことが多い」とコメントしているとおり、転院義務の履行方法として、その推奨例を定めたものであって、必ず実施しなければならないものとまで認めることはできない。

そうすると、O 歯科医師が上記①から④までに必ずしも沿っていないからといって、それだけで転院義務違反になるものではなく、本件で被告が転院義務を尽くしたか否かについては本件における事情を総合考慮して判断すべきである。

## 2. 転院義務を尽くしたか否かに関する判断の具体的な内容

O 歯科医師は、A が口底蜂窩織炎を発症していたと認められる平成 23 年 11 月 12 日の時点で、二次・三次救急医療機関であって、救命救急センターを設置し、歯科口腔外科も有する総合病院である I 病院に電話をし、P 当直医に対し、「蜂窩織炎を起こしている患者様がいますので、処置をお願いします」などと述べて A の症状を説明し、「とにかくまずは点滴をお願いします」などと伝えた上で、I 病院の口腔外科部長である Q 歯科医師を宛名にして、傷病名を蜂窩織炎と明記した本件診療情報提供書を作成し、A を紹介した。そして、急性期の口底蜂窩織炎に対する治療としては抗生剤の点滴が必要であることが認められるため、この指示および紹介は合理的なものである。

## 3. 本件診療情報提供書に関する判断の内容

この点、本件診療情報提供書には、「紹介目的抗生剤の点滴」、「抗生剤の点滴お願い致します」との記載があり、処置として具体的に内容を記載しているのは抗生剤の投与のみである。しかしながら、本件診療情報提供書を全体としてみても、抗生剤の

投与をしてもらった後は、O 歯科医師が再度引き取るというような特段の留保が付されているものではない。そうすると、診療情報提供書という書面が患者を他の病院へ紹介する趣旨の書面であることをも考慮すれば、O 歯科医師は、本件診療情報提供書の交付によって、A の治療を I 病院に委ねたものというべきであって、抗生剤の投与以外の治療を排除して I 病院へ紹介したということとはできない。他方、診療情報提供書の紹介先の病院は、特段の留保がない限りはその記載内容に拘束されるものではないから、I 病院においても、被告からの電話および本件診療情報提供書の受領によって、蜂窩織炎を発症しているとされる A の治療を委ねられたものというべきである。

そうすると、Q 先生宛てに紹介状を書いたため、「内科の先生が点滴をした後、そのまま歯科口腔外科に移行すると思っていた」との O 歯科医師の期待は合理的であって、I 病院の電話に出たのが専門医ではないという事情があったとしても、I 病院への電話および本件診療情報提供書の送付の時点で、O 歯科医師は、担当する患者が蜂窩織炎を発症した場合に開業歯科医師に期待される高次医療機関への転院義務を尽くしているというべきである。

以上によると、O 歯科医師に転院義務違反は認められない。

## 【コメント】

### 1. はじめに

本件は、歯科医師が患者を高次の医療機関に転院させる際、診療情報提供書の「紹介目的」に「抗生剤の点滴」とのみ記載し、診療情報提供書に蜂窩織炎の治療を依頼する内容を一切記載しなかったところ、紹介先の医療機関が抗生剤の点滴のみ行って患者を家に帰してしまった。これを受けて、患者側が診療情報提供書に蜂窩織炎の治療を目的とする旨を記載しなければ、歯科医師は転院義務を尽くした

とはいえないと主張した事案である。

患者側の主張に対し、本判決は診療情報提供書を全体としてみて、紹介元が患者を再度引き取るという特段の留保がなく、その上診療情報提供書が患者を他の病院へ紹介する趣旨の書面であることをも考慮すると、診療情報提供書に治療を目的とする旨の記載がなくとも転院義務を尽くしたといえると判断した。

それでは、本件のように、紹介目的に処置方法についてのみ記載されているなど、紹介目的が不明な診療情報提供書を持った患者が来院した場合、紹介先としてはどのような対応をすればいいのだろうか。また、診療情報提供書を記載する際の留意点についても検討する。

## 2. 紹介先の病院の対応

通常、医師が高次医療機関等に患者を転院させるのは、その患者の診療にあたって専門外の知見や、高度の施設、スタッフなどが必要となり、自己の施設ではなく、高次の医療機関で診療すべきと判断するからである。

そして、紹介を受けた医療機関は、前医とは関係なく患者と診療契約を締結したことになるため、紹介状の記載が不十分であったとしても医療過誤が生じた場合、独立の責任を負うことになる。

紹介元と紹介先の関係については、札幌地裁平成10年3月13日判決<sup>2)</sup>においても、病院に勤めている医師が患者の肝臓の良性腫瘍を悪性腫瘍と誤診し、その後、その医師が他の病院に転勤した後もその患者の治療を行っていた場合に、転勤前の病院が転勤先の病院の医療行為によって生じた医療過誤について責任を負うことはあり得ないし、逆に、転勤先の病院が転勤前の病院の医療行為によって生じた医療過誤について責任を問われることがあってはならないと判断されている。

したがって、紹介目的が不明な場合であっても、紹介元が紹介先に以後の患者の診療を委ねている

こと、紹介先が別途診療義務を負うことからすると、紹介先は患者の病状に応じて必要な措置を講じなければならない。本件では、幸い患者側は問題としなかったが、I 病院は単に抗生剤の点滴のみを行ってAを家に帰すのではなく、蜂窩織炎の患者が紹介状を持たずに来院したときと同様に診療を行わなければならないといえる。また、紹介目的が不明であったのならば、紹介先から紹介元に紹介目的を確認する必要もあっただろう。

なお、CTを設置していない医療機関が高次医療機関にCT検査のみ依頼する場合など、紹介目的が診療以外であることが明確な場合、紹介先はその目的を果たせばよく、診療を行う必要はない。

## 3. 診療情報提供書を記載する際の留意点

診療情報提供書を記載する際、文頭や文末の表現など、定型的に記載している部分も多いと思われる。しかし、定型的な表現も重要な意味を含んでおり、見過ごしてはいけない。

たとえば、診療情報提供書の文末には「ご高診のほどお願いいたします」「ご加療のほどご検討お願いいたします」などと記載することが多く、診療情報提供書に最初から「ご高療の程宜しくお願い申し上げます」などの記載が印字されていることもある。この「ご高診のほどお願いいたします」などの文言は、紹介先に単に一定の処置を依頼するのではなく、以後の診療を依頼する意味を有している。

O 歯科医師は本件において診療情報提供書の診療目的に「抗生剤の点滴」と処置を限定するような記載をし、文末にも「抗生剤の点滴お願い致します」とのみ記載したことにより、法的トラブルに巻き込まれてしまった。ある意味患者の揚げ足と思われるが、O 歯科医師は、文末に「ご高診のほどお願いいたします」と委ねるだけでなく一言記載すれば、紹介元の紹介目的が診療目的であることを紹介先に伝えていることになり、法的トラブルに巻き込まれる可能性は少なかつたといえるだろう。

また、筆者の経験でも紹介元における生検の結果、胃がんの疑いがあると診断された患者に対し、紹介先が生検を行わずに胃の切除手術を行ったところ、胃がんでないことが発覚した事例があった。この事例では、紹介元の診療情報提供書に「胃がん疑い」ではなく「胃がん」と記載されていたことから、紹介先は、紹介元が胃がんという確定診断を行っていたことに基づいて切除手術をしたとの主張がなされた。

このように、一見細かいようにも思われる文言が重要な意味を有している。したがって、紹介元は「細かく記載しなくとも紹介先は理解してくれる」などとは考えずに、細かい文言の意味を意識して診療情報提供書を記載する必要があるだろう。

#### 【出典】

- ・ 判例タイムズ 1422 号 295 頁

#### 【参考文献】

- 1) 日本医師会(2003)「専門医への紹介と事後の対応ー日本医師会生涯教育カリキュラム医学的課題・主要診療事項」
- 2) 判例タイムズ第 997 号 253 頁

#### 【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [解剖から見た扁桃周囲膿瘍・深頸部膿瘍\\*\\*](#)
- ・ [深頸部感染症に対する抗菌療法\\*\\*](#)
- ・ [紹介状\\*\\*\\*](#)
- ・ [第 2 回 診療情報提供書の書き方 \(1\) 治療依頼編\\*\\*\\*](#)
- ・ [6 膿瘍切開\\*\\*](#)

「\*」は判例に対する各文献の関連度を示す。